

マインドフルネス瞑想療法士資格更新規則実施要領

マインドフルネス瞑想療法士®の資格は5年更新です。何も活動しないと、5年後に資格は消滅します。更新のためには、5年間で15ポイント以上が必要です。更新ポイントの具体的な内容を制定しました。マインドフルネス瞑想療法士の活動の展開により、ポイント対象のプログラムは随時、追加していきます。

マインドフルネス瞑想療法士資格更新規則実施要領

制定：平成30年6月11日

第一章 目的

第1条 マインドフルネス瞑想療法士資格更新規則を適正に行うための詳細な事項を定めるためにこの要領を設ける。

第二章 更新申請書

第2条 マインドフルネス瞑想療法士資格更新規則による「マインドフルネス瞑想療法士資格更新申請書」は付表のとおりとする。

3 更新申請書には、ポイントを証明する書類の写しを添付しなければならない。

第3条 資格更新の更新料は5000円とする。

第三章 資格更新ポイント

第4条 マインドフルネス瞑想療法士資格更新規則「別表」の更新ポイントは、次のとおりとする。

更新ポイント番号	活動の詳細	ポイント
1	機関誌「マインドフルネス精神療法」への論文	
	1 研究論文 10ページ以上	4
	2 研究論文 10ページ未満	2
	3 活動報告、症例報告	1
	4 その他	1
2	発表大会への参加、発表	
	1 発表	4
	2 指定討論	3
	3 シンポジスト	3
	4 参加	2

3	マインドフルネス精神療法研究会 1 平成30年5月31日までに研究会員であったもの 2 平成30年6月1日から平成32年5月31日までの期間、会員であること。機関誌等が配布されるので、それを読み、学習することで向上に努める。 3 マインドフルネス精神療法研究会の定例会への参加が1回以上（遠隔地のMMTも多いので、ここ2年間は、出席回数を少なくてもいいことにします。）	各年度2 各年度1 各年度2
	4 MMTが行う定例型の研修会等への参加、企画主催（企画者は事前に申請する）	各年度2
4	更新ポイント付きの研修会等 1 協会やマインドフルネス瞑想療法士が企画する単発の研究会、講演、研修会を企画する、参加する。（企画者は事前に申請する） （内容により、ポイントを指定） （クライアント向けのセッションなどは9に該当する）	2～10
	2 協会のグループセッションに参加（5回以上）	各年度2
	3 協会の講座に再度参加（その年に参加要領を発表） 第7回初期仏教 第8回禅 第9, 10回西田哲学	各1
5	当協会の認める研究誌、機関誌へのSIMTに関連する論文の発表。著作。 投稿した時、申請する 1 原著 2 小ろんぶん	2～8 1～4
6	SIMTの普及、促進を主とするシンポジウム（事前申請） 1 主催 2 発表 3 参加	4 2 1
	マインドフルネス瞑想療法士資格認定講座 1 主催かつ講師 2 一部の講師	4 1
	8 スーパーバイザー経験（開始及び終了時に報告）	3
9	他に該当しない活動で、マインドフルネス心理療法の発展に貢献。（活動報告書を添付して申請） 1 SIMTによるグループセッション、個別指導などの継続的な活動など。 2 その他の活動	1～10

補足

平成30年6月11日 制定

